

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月21日から同年12月4日まで

私は、昭和42年8月にB社C工場からA社に出向して勤務し、その後、同年10月21日からは同社の社員として勤務した。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、出向から社員に変わった後も引き続き勤務していたので、社会保険料は当然給与から徴収され、他の従業員分と一緒に社会保険事務所(当時)に納付されているはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び上司の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(B社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社における資格取得日は、同社で申立人と同じ仕事をしてきた同僚が、「申立人は、10月頃に出向から社員に変わった後も、ずっと同じ場所で勤務していた。」と証言していることから、B社C工場の資格喪失日と同日の昭和42年10月21日とすることが妥当である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の継承会社であるD社は、当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年6月1日まで

A社に昭和15年4月に入社して58年9月に退職するまで、転籍はあったが一貫して継続勤務した。入社後同社D工場へ異動するまで、同社C工場の試験室において分析の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の履歴書及び同僚の証言並びに申立人から提出された40年以上同一事業所に勤務した者に対するE市長の「勤続功労者表彰」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和22年6月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和21年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社を退職する際、次の転職先がA社の顧問先であり平成2年5月1日から出勤する予定だったため、間違いなく同年4月30日付けでの退職処理を依頼し、1日の空白も生じないようにした。したがって、厚生年金保険の資格喪失日は同年5月1日のはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社から転職するに至る経緯の供述は具体的、かつ、詳細である上、申立人に係る雇用保険の加入記録も同社の退職日が平成2年4月30日であることが確認できることから、申立人が同日まで同社に勤務していたことを認めることができる。

また、A社は、当時の給与からの社会保険料控除方法は、当月控除であり、申立人について平成2年4月の厚生年金保険料を控除した可能性が高い旨の回答をしている。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年3月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は申立期間について厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったかもしれないとしている上、事業主が資格喪失日を平成2年4月30日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月1日と記録することは考え難いことから、事業主が同

年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①及び②は13万5,000円、申立期間③は13万4,000円、申立期間④は13万2,000円、申立期間⑤は13万1,000円、申立期間⑥及び⑦は12万9,000円、申立期間⑧は12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月26日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月26日
⑦ 平成18年8月12日
⑧ 平成18年12月26日

A社での勤務期間中、平成15年から18年まで毎年8月と12月に賞与の支給があった。賞与額は給料の1か月分の38万円くらいで、所得税と保険料が差し引かれ手取額は34万円くらいだった。明細書は手元に残っていないが、ねんきん定期便に賞与の記録が無いので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の振替伝票(賞与)及び給与支払明細書(賞与)により、申立人は同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における振替伝票(賞与)及び給与支払明細書(賞与)の保険料控除額から、申立期間①及

び②は13万5,000円、申立期間③は13万4,000円、申立期間④は13万2,000円、申立期間⑤は13万1,000円、申立期間⑥及び⑦は12万9,000円、申立期間⑧は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出及び保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年5月から平成2年3月まで
学生の頃、父親から、国民年金に加入し保険料を納付していると聞いた。弟妹が納付済みになっており、私だけ未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない。

また、申立期間当時、申立人は学生であるため、国民年金に加入するためには任意加入手続を行わなければならないが、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親に聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料の納付金額についての記憶は明確ではない。

さらに、申立人は、弟妹が納付済みになっており、自分だけ未納はあり得ないと主張しているところ、申立人の弟は、制度改正により、学生が任意加入から強制加入になった平成3年4月以降の4年1月に国民年金被保険者資格を取得している。なお、申立期間当時、申立人の妹は、厚生年金保険の被保険者である。

加えて、申立人は、現在所持している1冊の年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から46年3月までの期間及び平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの及び免除されていなかったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から 46 年 3 月まで
② 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

申立期間①については、当時はA県の大学に在学していたが、帰省した折、父親から、両親の国民年金保険料と一緒に私の国民年金保険料を町内役員に納付していると聞いた記憶があるので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。申立期間②については、免除申請をしたことになっているが、自分では申請をしていないし、当時の妻からも免除申請をしたという話は聞いていないので、免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、父親に任せていたとしているが、その父親は既に死亡しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 9 月に払い出されているため、申立期間①の大部分は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立期間①においてその父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを推認することは困難である。

申立期間②については、申立人は、免除申請をしていないと主張しているが、免除審査を行う場合、申請者本人のほか、配偶者及び世帯主も所得基準の範囲内であることが必要であり、オンライン記録により、当該期間はその元妻も免除期間となっている上、夫婦同一日（平成 4 年 5 月 30 日）に免除申請されたことが確認できる。これらのことから、申立人の元妻に当時の状況を確認する

ことができないものの、申立期間②の免除申請については、申立人又はその元妻が行ったものと考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの及び免除されていなかったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から58年12月まで
昭和60年頃、町内の方に国民年金の加入を勧められ、夫婦で国民年金に加入した。その際、保険料を遡って納付できることを聞き、まとめて納付した覚えがある。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年頃、町内の方に国民年金の加入を勧められ、夫婦で国民年金に加入し、その際、保険料を遡って納付できることを聞き、まとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月頃に夫婦連番で払い出されており、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、特例納付の実施期間でもない。

また、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、131か月と長期間であり、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人夫婦に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から58年12月まで
昭和60年頃、町内の方に国民年金の加入を勧められ、夫婦で国民年金に加入した。その際、保険料を遡って納付できることを聞き、まとめて納付した覚えがある。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年頃、町内の方に国民年金の加入を勧められ、夫婦で国民年金に加入し、その際、保険料を遡って納付できることを聞き、まとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月頃に夫婦連番で払い出されており、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、特例納付の実施期間でもない。

また、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、111か月と長期間であり、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人夫婦に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1439 (事案 267 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から31年9月20日まで

私は、終戦後父親が経営するA社(その後、B社)を手伝いはじめ、昭和31年9月からC社に勤務するまで材木の仕事に従事していた。同年10月に結婚し、その直前まで働いていたが、25年8月1日から31年9月20日までの厚生年金保険加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の証言等により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できるものの、i) 当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日は昭和25年8月1日と記載され、オンライン記録と一致していること、ii) 一緒に勤務していた兄弟3人の厚生年金保険加入記録はそれぞれ相違し、兄弟の厚生年金保険について、適正な加入手続が行われていなかったことがうかがえること、iii) 当該事業所は現存しておらず、当時の事業主及び役員も死亡等により証言を得ることができないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料が無いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに当時の勤務実態について確認してほしいとして複数の同僚等の名前を挙げており、今回新たに元役員及び5人の同僚からは勤務についての証言は得られたものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについての証言は得られない。

これらのことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社B支店から送られてきた社員名簿を確認したところ、同社C支店への入社年月日が昭和 21 年 7 月 1 日になっていたことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の回答及び申立人に係る社員名簿から、申立人は、申立期間において、同社C支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「当時、試用期間があった。」と証言している上、上記の同僚及びA社B支店が申立人と同時期に入社したとして名前を挙げた複数の同僚（勤務事業所は申立人と異なる。）についても、入社時期と資格取得時期が相違していることから、同社においては、全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

A社には、昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 5 月 31 日まで勤めたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が抜けているので納得がいかない。当時の日記帳や出納帳を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日記帳の記載から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の日記帳に記載のある複数の同僚のうち、5人についてはA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が無い上、複数の同僚は、「入社時期と資格取得時期が一致していない。」と証言していることから、同社では、全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記日記帳の昭和 37 年 4 月には、「健康保険も後 5 日もすればできるだろう。」「同僚が健康保険を持ってきてくれた。」と記載されていることから、事業主が同年 4 月に健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に届け出たことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和 38 年 10 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。